

# 地方財政審議会付議（決裁）案件

平成 31 年 3 月 8 日（金）

（案件名）

- ・平成 30 年度地方債に係る同意等（最終協議等分・国の補正予算（第 2 号）分）  
について（決裁案件）

（根拠法令は別紙）

自治財政局地方債課

乾 地方債管理官（内線 23392）

## 【根拠法令】

## ○地方財政法（昭和23年法律第109号）

(地方債の協議等)

## 第5条の3

地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事に協議しなければならない。ただし、軽微な場合その他の総務省令で定める場合は、この限りでない。

- 11 総務大臣は、第1項の規定による協議における総務大臣の同意並びに前項に規定する基準の作成及び同項の書類の作成については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債についての関与の特例)

## 第5条の4

次に掲げる地方公共団体は、地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、総務大臣又は都道府県知事の許可を受けなければならない。この場合においては、前条第1項の規定による協議又は同条第6項の規定による届出をすることを要しない。

- 7 総務大臣は、第1項、第3項及び第4項の総務大臣の許可並びに第1項第4号から第6号までの規定による指定及び第2項の規定による指定の解除については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## ○地方財政法施行令（昭和23年政令第267号）

(地方債の協議の相手方等)

## 第2条

- 3 都道府県知事は、法第5条の3第1項の規定による協議において同意をしようとするときは、当該同意に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項の規定による協議における同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

(地方債の許可手続)

## 第21条

法第5条の4第1項、第3項又は第4項の規定により、地方公共団体が地方債を起し、又は起そうとし、若しくは起こした地方債の起債の方法、利率若しくは償還の方法を変更しようとする場合には、第2条第1項第1号に掲げる地方公共団体にあつては総務大臣、同項第2号に掲げる地方公共団体にあつては都道府県知事の許可を受けなければならない。

- 3 都道府県知事は、第1項に規定する許可をしようとするときは、当該許可に係る地方債の限度額及び資金について、あらかじめ総務大臣に協議し、その同意を得なければならない。

- 5 総務大臣は、第3項に規定する同意については、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。

## 平成30年度地方債に係る同意又は許可について

(最終協議等分(当初・予備費・国の補正予算(第1号))・国の補正予算(第2号)分)

### 概 要

○平成30年度一般会計債等について、地方公共団体からの協議又は許可申請に対し、同意又は許可を行うもの。

(単位：億円)

区分	地方債計画額 (第四次改正後) (A)	既通知等額 (B)	今回通知額 (C)	最終協議等分			国の補正予 算(第2 号)分	計画残額 (A)-(B)-(C)
				当初	予備費	国の補正予算 (第1号)		
				一般会計債等	103,417 【11,977】	113,734		
公営企業債等	26,380 【1,311】	23,991	494	10	-	-	484	1,895
計	(293) 129,797 【13,288】	(412) 137,725	(1) 6,673	(0) 787	- 118	(0) 722	- 5,046	(▲120) ▲14,601

※公営企業債等分については、別途公営企業課にて起案するため、参考である。

※【 】書きは、国の補正予算等に対応するため追加した額であり、内数である。

※( )書きは、国の予算等貸付金債であり外数である。

※項目毎に四捨五入をしているので、計が合わないことがある。

### ○上記の内訳

(最終協議等分に係る主なもの)

- ・災害復旧事業 (国の補正予算(第1号) : 約596億円)  
(当初 : 約488億円)

- ・公共事業等 (国の補正予算(第1号) : 約63億円)

(国の補正予算(第2号)分に係る主なもの)

- ・公共事業等 (約3,115億円)
- ・学校教育施設等 (約780億円)

### 同意又は許可の予定日

平成31年3月15日(金)

○ 地方債同意等予定額について(平成30年度最終協議等分(当初分・予備費分・国の補正予算(第1号)分)及び国の補正予算(第2号)分)

1 通常収支分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額					合計 I=B+C+H	計画残額 J=A-I	割合 J/A
				最終協議等分			補正第2号分 G	合計 H			
				当初分 D	予備費分 E	補正第1号分 F					
<b>一般会計債</b>	62,699	22,240	49,303	777	118	722	4,562	6,179	77,722	▲15,023	124.0%
公共事業等	21,291	6,866	11,451	57	1	63	3,115	3,236	21,553	▲262	101.2%
公営住宅建設事業	1,150	996	1,109	5		0	19	24	2,130	▲980	185.2%
災害復旧事業	3,595	31	3,067	488	117	596	274	1,475	4,574	▲979	127.2%
教育・福祉施設等整備事業	7,691	2,082	7,739	27		61	1,034	1,122	10,943	▲3,252	142.3%
学校教育施設等	3,995	965	5,297	15		61	780	856	7,118	▲3,123	178.2%
社会福祉施設	551	326	389	0			32	32	747	▲196	135.6%
一般廃棄物処理	1,312	366	1,434	4			67	71	1,871	▲559	142.6%
一般補助施設等	1,293	236	389	8			155	162	787	506	60.8%
施設(一般財源化分)	540	190	230	0				0	420	120	77.8%
一般単独事業	22,713	11,943	17,655	191		2	112	305	29,903	▲7,190	131.7%
一 般	2,346	5,321	3,428	57			12	68	8,818	▲6,472	375.9%
地域活性化	755	250	717	1			7	8	975	▲220	129.1%
防災対策	871	451	837	2				2	1,290	▲419	148.1%
地方道路等	3,221	3,324	2,193	12			1	13	5,530	▲2,309	171.7%
旧合併特例	6,200	1,217	6,349	41		2	92	134	7,701	▲1,501	124.2%
緊急防災・減災	5,000	802	2,350	59			1	60	3,212	1,788	64.2%
公共施設等適正管理	4,320	577	1,782	19			0	19	2,378	1,942	55.0%
辺地及び過疎対策事業	5,114	5	5,294	6			8	14	5,312	▲198	103.9%
辺地対策	488		519	0			1	1	520	▲32	106.5%
過疎対策	4,626	5	4,775	6			7	13	4,793	▲167	103.6%
公共用地先行取得等事業	345	318	283	3				3	604	▲259	175.0%
行政改革推進	700		2,585	0				0	2,585	▲1,885	—
調 整	100		120						120	▲20	—
公営企業債	26,380	2,680	21,300	10			484	494	24,473	1,907	92.8%
水道事業	6,008	511	4,698	1			10	12	5,221	787	86.9%
工業用水道事業	267	8	225				9	9	241	26	90.3%
交通事業	1,347	133	1,053				10	10	1,195	152	88.7%
電気事業・ガス事業	225		207						207	18	91.9%
港湾整備事業	508	84	457						540	▲32	106.3%
病院事業・介護サービス事業	3,822	355	3,374	1				1	3,731	91	97.6%
市場事業・と畜場事業	423	114	165	3			60	62	341	82	80.7%
地域開発事業	745	180	630						809	▲64	108.6%
下水道事業	12,866	1,243	10,362	4			395	400	12,005	861	93.3%
観光その他事業	169	53	126						178	▲9	105.5%
(公営企業退職手当債)			5						5	▲5	—
臨時財政対策債	39,865		39,865						39,865	▲0	100.0%
退職手当債	800		947						947	▲147	—
合 計	129,744	24,920	111,415	787	118	722	5,046	6,673	143,008	▲13,264	110.2%
減収補填債(5条分)			337						337	▲337	—
減収補填債(特例分)			932						932	▲932	—
総 計	129,744	24,920	112,684	787	118	722	5,046	6,673	144,277	▲14,533	111.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

2 東日本大震災分

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額					合計 I=B+C+H	計画残額 J=A-I	割合 J/A
				最終協議等分			補正第2号分 G	合計 H			
				当初分 D	予備費分 E	補正第1号分 F					
<b>一般会計債</b>	41		41						41	0	99.6%
公営住宅建設事業	30		31						31	▲1	102.8%
災害復旧事業	9		9						9	0	95.2%
一般単独事業	2		1						1	1	71.0%
公営企業債	12		12						12	0	97.3%
水道事業			0						0	▲0	—
市場事業・と畜場事業			0						0	▲0	—
下水道事業	12		11						11	1	93.5%
被災施設借換債											—
一般補助施設等※※		15	54	0				0	69	▲69	—
総 計	53	15	106	0				0	121	▲68	228.6%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

※※復興事業の地方負担額を対象とするものであり、地方債計画には計上せず、「その他同意等の見込まれる項目」として取り扱っている。

3 合 計

(単位:億円)

	地方債計画額 A	既届出分 (2月分まで) B	既通知額 C	今回通知額					合計 I=B+C+H	計画残額 J=A-I	割合 J/A
				最終協議等分			補正第2号分 G	合計 H			
				当初分 D	予備費分 E	補正第1号分 F					
1 通常収支分	129,744	24,920	112,684	787	118	722	5,046	6,673	144,277	▲14,533	111.2%
2 東日本大震災分	53	15	106	0				0	121	▲68	228.6%
合 計	129,797	24,935	112,790	787	118	722	5,046	6,673	144,398	▲14,601	111.2%

(注) 四捨五入の結果、額が合わない場合がある。

平成30年度地方債計画に対する同意等通知状況(平成31年3月8日現在)

○地方債計画 当初分

(単位:億円)

資金区分	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行等
地方債計画額(A)	116,509	28,102	17,799	38,200	32,408
既通知等額(B)	133,003	28,951	17,796	32,966	53,290
今回同意等額(C)	787	499	81	10	196
通知等額計 (D) 【 (B)+(C) 】	133,791	29,451	17,878	32,976	53,487
差引 (A)-(B)	▲17,282	▲1,349	▲79	5,224	▲21,079

○地方債計画 第1次～第4次改正分

(単位:億円)

資金区分	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行等
地方債計画額(A)	13,288	6,458	814	-	6,016
既通知等額(B)	4,721	2,379	121	118	2,104
今回同意等額(C)	5,886	3,052	417	321	2,095
通知等額計 (D) 【 (B)+(C) 】	10,607	5,431	538	439	4,200
差引 (A)-(B)	2,681	1,027	276	▲439	1,816

○地方債計画 合計

(単位:億円)

資金区分	計	財政融資	機構資金	市場公募	銀行等
地方債計画額(A)	129,797	34,560	18,613	38,200	38,424
既通知等額(B)	137,725	31,330	17,918	33,083	55,394
今回同意等額(C)	6,673	3,551	499	331	2,292
通知等額計 (D) 【 (B)+(C) 】	144,398	34,881	18,416	33,414	57,686
差引 (A)-(B)	▲14,601	▲321	197	4,786	▲19,262

※1 財政融資資金の不足額321億円については、前年度からの繰越分等を充当。

※2 端数処理の都合により、合計が一致しない場合がある。